

# 社会福祉法人平塚地域生活福祉会 役員等報酬に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人平塚地域生活福祉会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定める。

## (役員等の報酬)

第2条 役員等が理事会、評議員会、監事会（法人監査）、評議員選任・解任委員会、その他法人に関する業務等に出席したときは、1日当たり3,094円を支給する。支給の時期については、各会議、各業務の終了後に支給する。支給の手段については、現金支給をして領収書を受け取る。

## (適用除外)

第3条 法人の経営事業の職員を兼務する理事は、この規程を適用しない。

## (改廃)

第4条 この規程を改廃する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

## (その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要事項は理事長が定める。

## 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年6月29日から改定施行する。